

平成24年 第12回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成24年 7月26日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

平成24年7月26日

東京都教育委員会第12回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第41号議案

平成25年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書採択について

第42号議案、第43号議案及び第44号議案

平成25年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について

第45号議案

東京都公立学校長の任命について

2 報 告 事 項

(1) いじめの実態把握のための緊急調査について

委員 長	木 村 孟
委 員	内 館 牧 子
委 員	竹 花 豊
委 員	瀬 古 利 彦
委 員	川 淵 三 郎
委 員	比留間 英 人

事務局（説明員）	教育長（再掲）	比留間 英 人
	次長	庄 司 貞 夫
	理事	高 野 敬 三
	総務部長	松 山 英 幸
	都立学校教育部長	直 原 裕
	地域教育支援部長	谷 島 明 彦
	指導部長	坂 本 和 良
	人事部長	岡 崎 義 隆
	福利厚生部長	前 田 哲
	教育政策担当部長	白 川 敦
	特別支援教育推進担当部長	廣 瀬 丈 久
	人事企画担当部長	加 藤 裕 之
（書 記）	総務部教育政策課長	八 田 和 嗣

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成24年第12回定例会を開会します。

傍聴者、報道関係者が入る前に、新教育長を御紹介します。

大原教育長の後任として、平成24年7月13日付けで比留間英人教育長が就任されましたので、御紹介申し上げます。

【教育長】 比留間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員長】 取材・傍聴関係です。報道関係は、東京新聞ほか2社、合計3社から、個人は、合計6名からの取材・傍聴の申込みがありました。許可してよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、入室していただいでください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、内館委員にお願いします。

前々回の会議録

【委員長】 前々回6月28日開催の第10回定例会会議録については、先日前お配りしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければこの場で承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第10回定例会の会議録については、御承認いただきました。

前回7月12日開催の第11回定例会会議録が机上に配付されていますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

次に、非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第45号議案は人事等に関する案件であるため非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件について、そのように取り扱います。

議 案

第 4 1 号議案

平成 2 5 年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書採択について

第 4 2 号議案、第 4 3 号議案及び第 4 4 号議案

平成 2 5 年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について

【委員長】 議事に入ります。

第41号議案、第42号議案、第43号議案及び第44号議案の四つの議案です。第41号議案、平成25年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について並びに第42号議案、第43号議案及び第44号議案、平成25年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について、説明を、指導部長、よろしく願います。

【指導部長】 本日、平成25年度使用の都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）並びに都立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する教科書の採択について、御審議をお願いするものです。

左綴じの第41号議案から第44号議案までの説明資料、右綴じの第41号から第44号までの議案を用いて説明します。

の第41号議案から第44号議案までの説明資料を御覧ください。1 ページは第41号議案に関するもので、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する文部科学省検定済教科書の採決方法をまとめたものです。

2 ページは、第42号議案から第44号議案までについて、都立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科書及び学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）の採択方法をまとめたものです。

義務教育諸学校については、無償措置法等の定めにより、採択行為自体は毎年度行

いますが、2ページの2の(3)の毎年度採択替えを可能とする一般図書以外の教科書は、4年間同一の教科書を採択することとされています。第41号議案及び第42号議案の文部科学省検定済教科書については、今年度は採択替えの年に当たりませんので、前年度に採択した教科書と同じものを一括採択していただくものです。

また、義務教育諸学校の採択に当たっては、これも無償措置法において、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見を聴かなければならないと規定されています。平成25年度に都立中学校や都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校の小学部・中学部で使用する教科書については、平成24年3月22日の教育委員会の決定に基づき、4月10日に、東京都教科用図書選定審議会に諮問し、7月9日の同選定審議会にて答申をいただきました。議案資料の3ページに答申文があります。

記書き以下を読み上げます。

「諮問のあった別添資料『平成25年度使用教科書採択について』は、平成25年度に都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校の小学部・中学部において使用する教科書採択の資料として適切であると認められる。

都教育委員会は、本資料はもとより、『平成25年度使用 特別支援教育教科書調査研究資料』等を採択に当たっての資料とし、都教育委員会の責任と権限において、適正な採択を行うこと。」

このように答申を得ております。

そこで、適切であると答申いただいた別添資料「平成25年度使用教科書採択について」を基に作成した、議案について本日御審議いただいた上、本答申に基づき採択をお願いするものです。

右綴じの資料を御覧ください。第41号議案から説明します。平成25年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択についてです。

都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する文部科学省検定済教科書については、無償措置法等の規定により、同一の教科書を4年間採択することになっています。中学校用教科書については、平成23年度に採択替えを行いましたので、今

年度は、昨年度採択した平成24年度使用教科書と同一の教科書を採択することになります。平成24年度使用教科書と同一の教科書については、3、4ページに記載されているものです。

次に、平成25年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について説明します。特別支援学校については、採択する教科書には、文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科書、学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）の3種類があります。

7ページを御覧ください。第42号議案の文部科学省検定済教科書について説明します。都立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する文部科学省検定済教科書についても、無償措置法等の規定により、同一の教科書を4年間採択することになっています。都立特別支援学校（小学部）用の教科書は、平成22年度に採択替えを行いました。また、都立特別支援学校（中学部）用の教科書は、平成23年度に採択替えを行いました。したがって、小学部・中学部とも今年度は、昨年度採択した平成24年度使用教科書と同一の教科書を採択することになります。平成24年度使用教科書と同一の教科書については、9ページの一覧のとおりです。上段が小学部、下段が中学部の教科書の一覧となっています。

13ページを御覧ください。第43号議案、文部科学省著作教科書の採択について説明します。文部科学省著作教科書は、障害のある児童・生徒が学習内容をよりよく理解できるよう、障害の種別に応じて作成された教科書です。文部科学省が作成した平成25年度使用の「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録」に登録されている全ての教科書を採択（案）とするものです。著作教科書の内容としては、視覚障害者用の点字版の著作教科書一覧が15ページから18ページに、また、聴覚障害者用の著作教科書一覧が19ページに、知的障害者用の著作教科書一覧が20ページにあります。

最後になりますが、23ページを御覧ください。第44号議案、学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）の採択について説明します。一般図書には、視覚障害のある児童・生徒が使用する点字版や拡大版の教科書があります。点字版一般図書

は、25ページに一覧がありまして、上段が小学部用、下段が中学部用となっています。

また、次の26ページから31ページに、拡大版一般図書の一覧があります。その他の一般図書としては、32ページから53ページに、児童・生徒の障害の状況に応じて、検定済教科書や著作教科書の使用が適切でない場合に使用する、絵本等の図書があります。絵本等の図書に関しては、今年度、調査研究を実施し、特別支援学校の児童・生徒のための教科書として適当であると認められた図書について、「平成25年度使用特別支援教育教科書調査研究資料」として作成したところです。その調査研究資料から絶版となった図書等を除いて一覧にまとめたものが、32ページから53ページまでの一覧です。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見等がございますか。

よろしゅうございますか。

それでは、まず第41号議案、平成25年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について審議を行います。

本件は文部科学省検定済教科書に係る採択ですが、教科書無償措置法等の定めにより、平成24年度使用教科書と同一の教科書を平成27年度まで使用することになっています。平成24年度使用教科書と同一の教科書とは、右綴じの議案資料3、4ページの一覧表のとおりです。このことについて、審議会から、適切であるという答申を得た別添資料「平成25年度使用教科書採択について」においても、平成24年度使用教科書と同一の教科書を採択（案）とするとしています。

本件について、御質問、御意見がございますか。ございませんようでしたら、本件につきまして、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第41号議案は原案のとおり御承認いただきました。

第42号議案、平成25年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択についての審議を行います。

本件も文部科学省検定済教科書に係る採択です。小学部については、平成24年度使用教科書と同一の教科書を平成26年度まで使用することになっています。また、中学部については、平成24年度使用教科書と同一の教科書を平成27年度まで使用することになっています。平成24年度使用教科書と同一の教科書は、右綴じの議案資料9ページの一覧表のとおりです。このことについても、審議会から、適切であるという答申を得た別添資料「平成25年度使用教科書採択について」においても、平成24年度使用教科書と同一の教科書を採用（案）とするとしていますが、このことについて、御質問、御意見がございますか。ございませぬようでしたら、本件につきまして、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第42号議案は、平成24年度使用教科書と同一の教科書を採択するというこゝで、原案のとおり御承認いただきました。

次に、第43号議案、平成25年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について、審議を行います。

本件は、文部科学省著作教科書に係る採択で、審議会から適切であるとの答申を得ました別添資料「平成25年度使用教科書採択について」においては、議案の15ページから20ページにあります「平成25年度使用都立特別支援学校用（小学部・中学部）文部科学省著作教科書一覧」を採択（案）とするとしていますが、これについて御質問、御意見がございますか。ございませぬようでしたら、本件につきまして、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第43号議案についても原案のとおり決定させていただきます。

最後に、第44号議案、平成25年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について、審議を行います。

本件は、学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）に係る採択について、審議会から適切であるとの答申を得た別添資料「平成25年度使用教科書採択について」においては、議案の25ページから53ページにあります「平成25年度使用都立特別支援学校用（小学部・中学部）附則第9条図書一覧」を採択案とすることとして

いますが、御質問、御意見がございますか。ございませんようでしたら、本件につきまして、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第44号議案についても原案のとおり御承認いただきました。

若干、内容が異なりますが、第41号議案、第42号議案、第43号議案及び第44号議案の全てについて、原案のとおり御承認いただいたということで、今後、事務処理をさせていただきます。ありがとうございました。

報 告

(1) いじめの実態把握のための緊急調査について

【委員長】 報告事項(1) いじめの実態把握のための緊急調査について、説明を、指導部長、よろしくをお願いします。

【指導部長】 東京都教育委員会では、これまでも、いじめ等問題行動への対応として様々な取組を実施してまいりました。現在のいじめ事件の報道を見ると、教育委員会や学校の取組が十分ではないことも改めて認識しました。

いじめの情報を的確に把握し、いじめの疑いがあるものも見逃さず迅速に対応することが必要と考え、7月17日付けで区市町村教育委員会及び都立学校長宛てに緊急調査の実施について通知しましたので、報告します。

報告資料(1)を御覧ください。調査の主旨は、児童・生徒からのいじめの情報を的確に把握することです。さらに、いじめの疑いがあるような事例に対しても見逃さずに迅速に対応する必要があることから、実態調査を実施します。

調査内容としては2点あり、いじめと認知した件数といじめの疑いがあると思われる件数を報告すること、いじめの疑いがあると思われる児童・生徒への対応状況について報告することとなっています。

今までは、本人がいじめと感じ、学校がその状況を把握した件数ということで学校から報告をしていましたが、今回は、学校が把握しているかどうかではなく、児童・

生徒からの情報として、いじめがあるのではないかといった疑いがあるものも併せて全て報告することと変えたことが今回のポイントとなっています。

また、調査時期については、7月17日という、夏休み直前でしたが、夏休みに入ると情報把握が難しくなるため、夏休みに入る前に至急実施してほしいということで、この時期に実施しました。学校の中には、夏休み前に把握したことについて、夏休み中に面談を行い、一人一人の児童・生徒から聴き取りの計画を立てている学校もあります。

また、この調査結果から様々な情報が入ってくると思いますので、それらについてどのように対応したかについて、今回は、9月以降に追調査することを事前予告しています。また、本調査の主旨や、なぜこの時期に実施しなければいけないかをきちんと理解してもらうため、発出した日に区市町村教育委員会指導事務主管課長を集めて説明しました。

さらに、都立学校の臨時校長連絡会も実施し、都立学校長に対しても同様の説明を行いました。

緊急調査については以上ですが、これまで都の教育委員会で、いじめ問題に対してどのような対応をしてきたのか、状況等を併せて、参考資料に基づいて説明します。

まず、「1 いじめの状況」です。認知件数計の欄を御覧いただきますと、平成18年度が6,784件、徐々に少なくなり、平成20年度では3,354件になりましたが、その後また少し増え、平成22年度は4,378件になっています。認知件数が上がったたり下がったりしたのは、平成18年度は、いじめを原因とした自殺予告の手紙が届き、その発信者がわからず、日本中で確認作業をしたということがありました。また、平成22年度は、神奈川県や群馬県で、いじめ自殺の報道があり、ここでもいじめが社会的な問題になりました。東京都においても、事件が大きく報道されると認知件数が増える傾向があると思われます。いじめは、どの学校でも、どの学級でも起きることを前提に、各学校において対応するよう東京都教育委員会としては考えていますが、根本的な解消はなかなか難しく、学校への働き掛けを常に継続するしかないと考えています。

早期発見・早期対応に向けたこれまでの東京都の取組ですが、（1）から（6）まで、代表的なものを載せてあります。（1）が「スクールカウンセラーの配置」です。

公立中学校は全校、小学校が327校、高等学校は100校に配置し、未然防止等に活用しています。

(2) 「東京都教育相談センターにおけるいじめ相談」は、「いじめ相談」として、電話相談、来所相談、24時間体制の「東京都いじめ相談ホットライン」、さらに、電子メールによる相談の実施など、多様な方法で相談を受けています。

(3) の「専門家スタッフの派遣」は、専門家スタッフとしてアドバイザースタッフや問題行動サポートスタッフを派遣し、未然防止等に活用しています。

(4) の「いじめ等の問題にかかわる相談事業担当者連絡会（年2回）」として、東京都教育委員会だけではなく、生活文化局、福祉保健局等、全庁を挙げた形での相談事業の担当者連絡会を年に2回開いて、情報交換等もしています。

(5) の「ふれあい月間の実施」として、各学校においては、6月、11月、2月にふれあい月間を実施し、面接やアンケートの実施等、未然防止のための取組をそれぞれ学校独自に行っています。

(6) の「相談カード、リーフレット、ポスターの配布」として、いろいろな相談場所があることについては、相談カードやポスター、リーフレット等を使って周知を図っています。特に、電話での相談先の電話番号を記した相談カードを、公立学校だけではなく、国立や私立も含めた小学1年生、5年生、中学1年生、高校1年生全てに配り、何かあったらここに電話しなさいということを周知しています。

「3 いじめなどの重大な事件・事故が起こったときの都教育委員会の対応」です。東京都教育委員会としても、区市町村教育委員会だけに事故対応を任せるのではなく、東京都全体の問題と考え、解決に向けて連携してきています。その中でも、短期的な対応と中・長期的な対応の二つに分けると、短期的な対応としては、区市町村教育委員会からの要請に基づき、ア、イ、二つの大きな取組をしています。東京都教育委員会の指導主事等を区市町村教育委員会に派遣し、区市町村教育委員会が原因究明や再発防止策を考える際の指導・助言、又は、教育委員会及び学校が発出する文書等についての助言、保護者会や関係機関との連携に関する支援等を実施しています。これは、一定の目途がつくまで継続して都と区市町村教育委員会が連携していくという対応をしています。

また、児童・生徒及び保護者等の心のケアのためのアドバイザースタッフと心理の専門家が、カウンセリング中心の支援も行っています。また、再発防止に向けた通知の発出や、これら通知の主旨を徹底するための指導事務主管課長会等の開催も短期的な対応として行っています。

中・長期的な対応としては、心のケアに対する人材の派遣を、必要な期間、継続して実施します。また、事件・事故を検証する委員会を設置する場合の助言・支援も行っています。

教育委員の皆様方には、こうしたことが起きた場合には、これまでもお知らせしてきました。今後も、必要に応じて臨時教育委員会を開催して対応を協議していただくこともあるかと思っておりますので、その際は是非お願いしたいと考えています。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見がございますか。

【内館委員】 これはもう時効なので言えますが、私が大学生の頃、区立中学校で教育実習を経験した時のことです。夏でも長袖のワイシャツを下まで下ろして着ている男子生徒がいました。暑いのに不思議だと思いつつ、余り気にしなかったのですが、何人もの女子・男子生徒が私のところに来て、あの子はいじめられているんです、先生ちょっと見てやってくださいと言うのです。見たら、長袖を着ているのは、腕全体にコンパスで刺した痕があったからでした。体が大きなおとなしい生徒で、私は、もう何十年も経つのにそのことが忘れられないのですが、両腕にびっしりとコンパスで刺した痕がありました。

【瀬古委員】 自分で刺していたのでしょうか。

【内館委員】 いいえ、いじめられて、コンパスで刺されていたのです。

お母さんがアイロンを掛けたワイシャツを着せているわけですが、お母さんはどのような気持ちでアイロンを掛けて、夏でも長袖を着せたのだろうかという思いがありました。私は大学生で、全然力がありませんので、すぐに先生に、こういうことだと申し上げました。私は現実に見たのですが、腕が真っ黒になって、大変なことになっていました。

女子生徒たちは全員、誰がいじめをしているか実名を出しました。非常に勉強ができる男子生徒3人でした。その生徒たちが、おとなしい生徒に対していじめを行うわけです。

先生にも言いましたが、先生は全く動きませんでした。当時の教頭先生にも申し上げましたが、やはり全然動かなくて、そのうちに私の実習期間は終わってしまいました。

今回、いじめの問題が報道されたときに、いろいろな問題がたくさんありますが、その中で、国民みんながショックを受けたのは、隠蔽体質だろうと思います。学校も、教育委員会も、と言われていています。いじめというのは、そこに快感がある限り、なくなることはない、絶滅させることは難しいだろうと思います。そうすると、アンケートを実施した際には、アンケートを実施したということだけではなくて、何かあったら、全ての教育委員会、全ての学校に隠蔽体質があるとはもちろん思っていませんが、その部分を改めて良く考える必要があるのではないか、肝に銘じる必要があるだろうという気がしています。

コンパスで刺されていじめられていた男子生徒も、今は50歳くらいになっているでしょう。余り表現することが上手な子ではなくて、ぼろぼろと涙を流して、何とかしてくれということ、訴えていました。私も無力だったと思いますが、先生は全く動きませんでした。

ですから、ただアンケート調査を実施しただけということではなくて、具体的に、何とか少しでも動かなければいけないと思います。

【委員長】 ありがとうございます。ほかにございせんか。どうぞ。

【川淵委員】 一般的にいじめの問題を聞いていると、中学生年代が一番多いように思います。結局、進路は定まらない、学力の差が非常に出てくる、自分の将来に対する不安、その他がきっかけでいじめが出てくるのかなと思いますが、この認知件数は、どの年代のものですか。

【指導部長】 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の全ての合計です。

【川淵委員】 どこが多いですか。

【指導部長】 中学校が多いです。高等学校、特別支援学校になるとぐっと減りま

す。

【川淵委員】　　そうですね。やはり中学校が一番問題だと思います。

私自身は、「いじめ」という言葉をそろそろ変えた方がいいのではないかとさえ思います。いじめというものは、未来永劫^{えいごう}不会因为です。いじめは、子供自身を強くするという一面もあるし、昔からあったことだから、少しのことでも「いじめられた」と思えばそれはいじめになるわけで、そのことについてとやかく言う必要はないですね。

一番の問題は、虐待に近いことです。今、問題になっているものは全部虐待です。そういうものをいじめと言うのでしょうか。分岐点を決めることは難しいでしょうが、先生の体罰と似ているようなところがあって、体罰のけじめをどこでつけるかという、それはなかなか難しいことと同じように、今回の大津市の問題などは、明らかに虐待です。また、川に沈められた男子生徒の事件も虐待です。そういうものに対しては警察が介入します。要するに、警察が学校に入るのは、今、抵抗感があってなかなか入れないし、入れません。しかし、今回は警察が入りましたね。虐待にまでなったら警察が関与するということにこの話を持っていかないと、ひどいいじめはなくならないと思います。

普通にあるいじめと、誰が考えてもおかしいという異常ないじめがあって、そういうものに対する扱いというか、呼び方も変えることで警察が学校に入り、それに対して生徒も、こういうことをしてはまずいということの抑止力につながると思いますので、今回の事件を通じて、このようにしないと変わらないと私は思いました。

【委員長】　　ありがとうございました。ほかにございませんか。どうぞ。

【竹花委員】　　迅速に対応し、各区市町村、各学校に注意喚起を促したことはとても良かったと思います。

事実関係についてお伺いします。まず、東京都内の児童・生徒で、自殺する子供がいると思います。警察と文部科学省とで集計された数字が違いますが、文部科学省に集計されているだけでも年間150～160人いると言われています。東京都内で児童・生徒が自殺している件数は何件ありますか。

また、東京都は、区市町村教育委員会を含めて様々な対応をしてきていると思って

います。東京都教育委員会の指導部においても、きちんと学校と連携を取りながら対応してきているとずっと認識していますが、いじめ問題の対応で大事なことは、まず、その予兆をどのように把握するかです。それをできるだけ早く把握するためにどういう工夫をするかということが一つです。それを発見した場合、どのように対応するか、それが適切な対応であるのかということが次に問われると思います。

もう一つは、重大な案件が起きた後に、どういう事実関係であったのかということ进行调查する、どちらかというと終わった後のものですが、そうした対応が必要だと思っています。その予兆を把握するために今回の調査を実施しているわけですが、予兆を把握するため、常時、「いじめ相談」や相談カードなどが置かれ、あるいは、スクールカウンセラーに相談をさせようといった仕組みがあるわけですが、そういう手法が機能しているかどうか教えてください。

例えば、東京都教育相談センターの「いじめ相談」に、どのくらいの相談件数がありますか。あるいは、スクールカウンセラーの方々にどの程度の相談がありますか。また、相談カードはどのように活用されているのでしょうか。要するに、予兆を発見するために私たちがしてきたことが児童・生徒たちに受け入れられ、あるいは、保護者に受け入れられて、どの程度活用されているのでしょうか。その結果、予兆事案としてどういう効果を発揮しているのか、教えてください。

問題は、我々はいろいろと対応していますが、事件・事故が起こってしまうと、結果として何もしていないことになってしまいます。対応していることがどのように機能しているのか、常時、点検しておくことが必要で、この際も、各学校に調査を促すこともそうですが、併せて、本当に機能しているのかどうか、機能していないとすれば何が問題なのか。相談カードを配布したのはいつなのか、児童・生徒は本当にその存在を知っているのか、保護者も知っているのかということについても、きちんとしてほしいと思います。

本日の答えが難しければ、また次の機会にでもお答えください。

もう一つは、予兆を把握した後、どう対応するかという問題があります。今、マスメディアで言われているほどには簡単なことではないと思います。というのも、児童・生徒は、質問すれば、必ずしも自分がしたことを全てきれいに説明するわけでは

ありませんし、誰が、どういう場所で、どう聞くのかということについても、必ずしも手法として確定したものがあるわけでもありません。そういう意味では難しい調査ですが、そうした予兆を発見した場合の措置について、何か各学校に対して、こういうことに気を付けて、こういう方向で進めた方がいいというマニュアルや指導がなされているのかどうかについてお聞きしたいと思います。

いじめには、川淵委員がおっしゃったように、いろいろな形態があり、悪質さにも差があると思います。これは、私が警察に長くいたからということでもありますが、犯罪を構成するような行為がいじめの中には結構あります。今回も、伝えられているところでは、何か恐喝的なことがあったのではないか、暴力行為に至ったようなものがあったのではないかということをおっしゃっています。そういう事案である、あるいは、その可能性があるときに、学校として、そうした問題にどう対処すべきなのかということについて、東京都教育委員会は、各学校あるいは各区市町村の教育委員会に対してどういう指導をしているのか、教えてください。

また、内館委員がおっしゃった体験談では、医師がいじめを発見することもあるだろうと思います。そうしたことについて、医師や医師会との連携についてはどのようなになっているのでしょうか。

私の質問は以上ですが、答えられる範囲で本日お答えいただき、今後も報告をいただきますので、その際にも併せて報告をいただき、また、委員会でも議論を深められればと思いますので、よろしくお願ひします。

【指導部長】 それでは、本日お答えできるものについてお答えします。

自殺との事故報告を受けている件数ですが、平成22年度は、小・中・高校を併せて全部で5件です。

いじめの相談件数ですが、相談センターの電話相談の中でいじめに関するものは、平成22年度は1,308件です。この数は、千二百件から千三百件というのは、平成18年度以降、ほぼ同程度の件数です。ただ、平成19年度は二千件近くありました。

また、相談電話を掛けてきた人が、先ほどの相談カードを利用して掛けてきたのかどうか、なぜこの番号を知ったのか直接お聞きしていませんので、残念ながら、詳しいことはわかりません。

予兆等を発見した際の対応策については、今回、発出した通知文の後ろに、いじめ防止のための基本的な姿勢ということで、参考資料1から参考資料3まで、実際に指導する際の発見のポイント、教師としてどう対応するか、こうした資料を配り、それぞれの学校での対応についての助言をしています。これは、学校への指導内容と同じです。さらに、リーフレットという形で、「子供の命を守ろう」というものも併せて今回の通知とともに、過去に配ったものではありませんが、もう一度思い出してほしいという意味で付けました。

【竹花委員】 平成22年度に5件の事故報告があったとのことですが、その5件の原因としていじめがあったのではないかとされたものは、ありますか。

【指導部長】 いじめによる自殺の事故報告は、平成22年度は0件です。

【竹花委員】 それは、^{まが}紛うことなく、いじめによるものではないことがはっきりしているわけですね。

【指導部長】 そうです。ほかの理由で報告されています。

【竹花委員】 わかりました。

その後、予兆として発見した千三百何件か、あるいは、二千件に近いものについて、相談センターはどう対処して、いじめがあったかないかをどう確認し、学校側にどういう連絡を取ったのか、いろいろな措置を講じていると思いますが、その状況について教えてください。

【指導部長】 電話相談は、普通、お名前をおっしゃらない匿名での相談ですので、学校に連絡しようとしても難しい面があります。相談を受けた場合、まだ学校に相談していないのであれば、是非してくださいと返すようにしています。学校内に話しやすい先生がいるかどうか聞きながら、また、スクールカウンセラーが入っている場合は、スクールカウンセラーにも相談できますという御案内を併せて行っています。

【竹花委員】 その対応状況について分析して見ていただけませんか。匿名のものと匿名ではないものがあるだろうと思いますし、児童・生徒から掛かってくる場合もあれば、保護者から掛かってくる場合もあるでしょう。全件とはいいませんが、少し分析してみて、これが本当に効果があるのかどうかという観点から検討していただけませんか。

今のお話で気になることは、学校に相談してくださいと返すようにしているようですが、学校が信用できないから電話しているということがあるのではないかと思います。そこら辺の問題には、必ずしもそういう対応では十分な効果を発揮していないだろうと思います。

相談業務は重要ですし、相談に対応されている方はきちんと対処されていると思いますが、相談を受けられている方々に、自分の業務の限界を感じるかなど質問していただいて、どのようにしたら相談業務がうまくいくのかということも含めて、検討してみてください。

あるいは、中には学校名を告げる児童・生徒もいるのではないかと思いますので、そういう場合、学校にはどのような連絡を行い、学校がどういう措置を取ったのか、相談センターに返されてきているのかどうか、そうした点についても分析していただければと思います。

私は、なるほどと思いましたが、二千件近いこういう相談があることは、とても良いことだと思いますし、それなりに機能しているのだらうと思いますので、より機能させるためにそうした分析をしていただき、かつ、相談員の方々に、実際の業務についてお聞きいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、今、予兆をつかんでからどうするかということで、マニュアルとしてこういうものがありますということを説明していただきました。資料として添付されている参考資料は、今回初めて出したものですか。

【指導部長】 過去に既に出したもので、もう一度見てくださいという意味です。

【竹花委員】 「子供の命を守ろう」というものだけではなくて、これらもう一度ということですね。

【指導部長】 はい。

【竹花委員】 なるほどそうですか。

こういうものを出すと、学校現場ではどう対応していますか。個々の先生にまでこれが行き渡って、個々の先生が読んで勉強するものでしょうか。

要は、今、報道されている案件の実態はまだわかりませんが、やはりおっかなびっくりで対処しています。それが、内館先生がおっしゃるように、隠蔽に見られたりし

ているのだろうというところもあると思います。私は、対応が非常に難しい問題だと思しますので、先生方に日頃から関心を持ってきちんと勉強しておいてもらわないといけないと思います。

学校現場ではどのようになっているのかわかりませんが、そういう点も見ていただきたいと思います。少なくとも、都立学校は先生方にきちんと周知徹底を図って、見てほしいと思いますし、区市町村立の学校においても、全ての先生が見ていただけるように御指導いただければと思います。

もう一点は、文部科学省が、こうした予兆を発見した際にどう対処するかという対応体制を作ることを検討していると報道されています。それはどういう中身かわかりませんが、学校の調査では、特に重大な結果が出た場合には、多くの方々、特に御遺族の方々の納得が得られないということも背景にあるように思います。終わった後の調査をどうするかも大切ですが、重大事案になる前にどう対処するかも大事です。

東京都において、そうした予兆で、これは学校で対応するのは難しい、保護者との間が非常に難しいと思われる場合があるかと思えます。今回の大津市の事例でも、報道によると、けんかかどうかということ、事故が起きる1週間ほど前に学校内で先生方がかなり議論したと伝えられています。しかし、それはいじめではなく、けんかだろうからということで、特別な対応をしないままになって重大な結果に至ったと伝えられています。

その真偽のほどはよくわかりませんが、学校側でも非常に迷う、どうしたらいいか、生徒に聞いてもなかなか本当のことを言ってくれない。そういうことをいろいろ聞き始めると、PTAを含めて保護者が、学校の秩序を乱すようなことはしないでほしいという意見も出てきます。そういう中で一体どうしたらいいのか、学校にとっても結構シビアな問題であると思います。

そういうことに至った学校に、東京都教育委員会として何かサポートするような仕組みが現在あるのかどうか、あるいは、そこまでは必要がないと考えるのか、そこら辺のことについて、今、報告を受けたところでは、東京都教育委員会の指導主事を学校に派遣するなど、結構、小・中学校とも、指導部の先生とのつながりは強いように思えます。そういう形で対処して、今のところはうまくいっているように思われます。

それ以上のものが必要になるかもしれませんが、保護者からすれば、東京都教育委員会から来たといっても、同じ教育行政の中の話じゃないかとも受け取られかねないところもあるように思います。その辺については、指導部としてどのような感想を持っておられますか。

【指導部長】 今、おっしゃいましたような例については、当然、考えられることですが、学校側が対応に迷った場合は最初は所管の教育委員会へ相談しますので、その所管の教育委員会でも更に判断に迷うことにつきましては、都教育委員会の指導主事を派遣して、常に指導・助言という体制を取っていますので、共に考えて、最も適切な方法で対応するようにしています。今はそういう体制で進めています。特別な機関を設置するのではなく、都教育委員会と区市町村教育委員会が一緒になって考え、適切な対応をしていく体制で進めているところです。

【竹花委員】 わかりました。

東京都の教育委員会の指導部の人が具体的な案件で学校に出向くケースはどのくらいありますか。

【指導部長】 事件が起きて都教育委員会に報告があったものについては、区市町村教育委員会から要請があった場合は必ず行くようにしていますが、そうでない場合は、区市町村教育委員会から自分たちで対処できると言われているものに対しては行っていませんので、そう多くはありません。

【竹花委員】 それも少し検討してみてください。

また、一つの問題点は、事実関係として、今、東京都教育委員会の指導主事が具体的な案件について学校を補助しているかについて調べて、教えてください。それを見れば、大体どれくらいの事例が起こってくるのかということがわかります。

もう一つの懸念は、区市町村教育委員会が要請しなければ東京都教育委員会が動かないという対応でいいのかどうかです。今回、滋賀県で起こった事案は中学校でしたから、市の教育委員会が矢面に立っていますが、県の教育委員会がどう対応したのかについて、今のところは報道されていません。もし、東京の中学校であのような案件が起こった場合、東京都教育委員会は、一義的には区市町村教育委員会が対応していることで我々は全く知りませんでした、で済むのかどうかについても少し考えてもら

いたいと思います。

私はいつも区市町村教育委員会と東京都教育委員会の関係についていろいろ申し上げますが、今回の事案は、教育委員会の在り方や存在価値についても問われている案件でもあると思います。そういう意味で、少し検討していただければと思います。

【指導部長】 今、申し上げたことは、東京都の指導主事が直接、区や市の教育委員会に直接出向いて対応するということについては、要請があったら行くということでありまして、個々の事件についても東京都教育委員会に情報を全部報告してもらっていますし、それに対してこうしたらいい、という助言は、ほぼ全てについて対応しています。説明の仕方が悪かったと思いますが、東京都教育委員会と区市町村の教育委員会が連携していないということは、ほとんどありません。直接出向くというところまでは、それほど多くないということでもあります。

【竹花委員】 ほかの部は別にして、指導部のラインがうまくつながっているのではないかと私は感じていますが、一度そういう点についても見直していただいて、重大な事案が発生した際には、教育行政にある者がみんなで総力を挙げて対処する形になっていたいと思います。そういう事案が起こったら、我々も、もっと何か方法はなかったかと考えるべきだろうと思います。

そういう観点で、もう少し見直してみteいただいて、今後の議論を継続させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【委員長】 ほかにいかがですか。

【瀬古委員】 いじめの問題があるたびに、また、亡くなったりするたびに、悲しくなったり、心が非常に痛くなったりします。

認知件数としては、東京都だけで約4,000件ですが、同じ人が複数回掛けてきても1回ずつ数えるわけですか。

【指導部長】 件数ですのでそうです。

【瀬古委員】 ということは、東京都だけでもこれだけあるわけですから、全国となると何十万件にもなりますね。

【指導部長】 はい。

【瀬古委員】 少なくとも、1,000人、2,000人の児童・生徒がいじめられているような感じだと思います。そういう児童・生徒のことを思うと、学校へ行くのがつらいと思っている子がほとんどかと思います。

こうして電話してきたり、相談をする児童・生徒はまだ良い方だと思います。例えば、相談をすると、その相談をしたことが理由で更にいじめられたりして、追いつめられて亡くなることもあるだろうと思います。ですから、相談できない児童・生徒は、言わないからこうなるのでしょうか、その辺のところは、東京都が中心になって対応してもらいたいと思います。

木村委員長、日本だけではなくて、海外でもこういう問題は起こっているのでしょうか。

【委員長】 私は、アメリカのことは余り良く知りませんが、英国では、いじめと虐待を区別しています。いじめのことはSchool bullyingと言い、原則として、bullying（いじめ）で収まっている間は、先生はほとんど口を出さないようです。しかし、社会状況が複雑になってきて、英国でも、bullyingとabuse（虐待）の差が曖昧になってきました。

ということで、英国では様々な試みが行われています。ある学校では、生徒自身に問題を解決させようということを試みています。「解決させる」という言い過ぎですが、しっかりした生徒にカウンセラーになってもらい、特別の部屋を設けて、そこに相談に来てもらうという仕組みで、かなり効果を上げているようです。大人には相談しないが、同じくらいの年の仲間にはいろいろと相談するようです。それを生徒たち自身がうまく処理する場合もあるし、どうにも対応できないと判断したら先生に上げていくという制度ですが、かなりうまく機能していると聞きました。そういう対処方法も、一つの手法だと思います。

一時、いじめが頻発した際に、私は中央教育審議会の部会長で、いろいろな学校を見て回りました。ミッション系の学校では、英国のような制度ができていました。生徒会のようなものを中心に一つのグループを作って、何か問題があったら相談できるような制度です。そのグループの生徒たちがいつも注意深く全体を観察していて、あの子は様子がおかしいという場合には、率先して、声を掛けたりするということでし

た。ミッション系の学校を三校ほど視察しましたが、生徒達は、いじめはあるが、我が校では絶対に大きな問題には発展しませんと、自信を持って言っていました。視察に行った際にも、先生方はほとんど出てこられなくて、生徒たちとの話合いだけでしたが、非常に印象的でした。英国の制度は今も多分続いていると思いますが、生徒達も巻き込んで解決していくことも一つの有効な手法ではないかと考えます。大人と子供という対峙関係では、この問題はなかなか解決しないのではないかと思います。

ある意味では、英国人は日本人よりも激しいですから、bullying（いじめ）といっても、程度がひどいものもあるようです。「ハリー・ポッター」の舞台になったフェティスという有名なパブリックスクールへカメラが入って、一番成績が良いヘッドボーイ、日本で言う級長がインタビューに応じているシーンを見ました。私が驚いたのは、彼は今の生徒たちは良い、自分たちの頃は、寮で、夜中、中に角材を入れた枕で殴られたと言いました。そういうことがあったので、自分がヘッドボーイになったときには、絶対にこれだけはやめるべきだということでやめさせたそうです。その間、そういう事実があることを先生も知っていながら、そこには介入していないというところが英国らしいところでしょう。彼は得意そうに自分は良いことをしたと思うと言っていました。繰り返しになりますが、生徒たち、子供たちの力を巻き込んで問題に対処することが必要ではないかと思います。

【川淵委員】 そのような、児童・生徒だけで解決する方法を、どこかモデル校を設けて試してみることも手ですね。

【委員長】 そうですね。

【川淵委員】 そういうことも考えてみてほしいと思います。

私から質問と提案があります。今、報道では、いじめがあることが公になると学校の評価に関わる、だからなるべく出したいくないということが言われていますが、東京都教育委員会は、それに対してどう答えますか。

【指導部長】 それはありません。

【川淵委員】 ないですね。私もそう思います。

ですから、あり得ないということを世間に対してもっと発信すべきだと思います。それを全く発信していないと思います。いじめの数が多かったりすると、世間は、そ

いうことをきちんと把握して、それに対応しているという見方をするので、逆に評価すると思います。その辺の発信を是非行ってもらいたいと思います。

それから、いじめと虐待の間というか、警察を入れてはいけないと、学校は聖域になっている面がありますね。大学は、大学紛争があった頃は特にそうでしたが、今は小学校や中学校でもそういう印象があります。そういう行為があったら警察を入れなさいという教育委員会からの指針を出す気がありますか。ある程度そういうものを出した方が学校も対処しやすいと思います。どこでどう判断するかは学校に任されていますが、教育委員会からそういう指示を出すことを検討してほしいと思います。

【指導部長】 どこまでがいじめで、どこからが暴力行為かを判断することが今は、難しい状況になっていますが、単なる嫌がらせや悪口というレベルを越えて、暴力や、お金を要求する恐喝、そういったものについては迷わずに警察に相談するようにということは既に連絡してあります。

【川淵委員】 出ているわけですか。

【指導部長】 はい。

【川淵委員】 現状としては、むしろ、学校側がなかなかそこに踏み切れないということでしょうか。

【指導部長】 学校の方でも、ある程度の相談は進めていると考えています。

【竹花委員】 私が東京都で治安対策を担当していた頃に、教育長といろいろ話をして、ほとんどの区市町村において、学校と警察の連携システムを作りました。犯罪に関わるものは、学校側も積極的に連絡しようではないかということです。

また、警察は警察で、児童・生徒たちが犯した非行の状況についてきちんと学校側にも連絡しようということです。協働して非行防止を図っていこうということを、連携システムとして構築しました。恐らく、47都道府県の中で、東京都はそういう点では一番ではないかと思います。外部の力を活用する仕組みもできているし、実際に、そう動いていっているのではないかという感じがしています。

ただ、それも、先ほど申し上げたように、本当にみんながそう思っているのかどうかについては、よく確認する必要もありますので、繰り返して、学校現場の先生たちにも理解を求めていかなければいけないと思っています。

しかし、川淵委員がおっしゃるように、東京都教育委員会は、過去ずっと、いじめについてはきちんと公にしていると言ってきたかという、それは違うと思います。いじめ問題を隠蔽するというのは、教育界ばかりではなく、どの世界でも隠そうとしてきた時代があったと思いますが、現在は、東京都の場合は該当しないと思います。むしろ、起こったことにどう対応していくかが評価対象になっていると強く感じています。

【委員長】 今月の18、19日に、徳島県で全国都道府県教育委員会連合会の総会がありました。そこでいじめの問題が急きょ議題になりまして、かなり議論をしました。

都道府県レベルの教育委員会レベルでは、どこも真剣にいじめの問題に取り組んでいるという印象を受けました。

非常にうまく対応して、いじめが激減したところもありました。各地方自治体で非常に努力されていますので、情報収集を積極的に行い、自分の地方自治体に合うような手法であれば、是非それを導入しようということを約束して帰ってきました。

今の警察の問題ですが、青少年問題の専門家が定期的に学校を訪れて、先生方がいつでも相談できる体制を立ち上げているところもあります。そのようなシステムが根付いて、先生方が自分たちの心を開いていろいろなことを相談してくれるようになったそうです。そういう意味では、東京都は進んでいるかもしれませんね。

よろしゅうございますか。いずれにしても、いじめはなくならないと思いますので、悲惨な事件に至る前に対処する方法を考えておくべきだと思いますのでお願いします。

それでは、ただいまの件についてはいろいろと意見が出ました。報告としては承りましたが、数多くの意見が出ましたので、是非今後の施策に生かしていただきたいと思います。

参 考 日 程

- (1) 定例教育委員会の開催

8月23日(木) 午前10時

教育委員会室

- (2) 1都9県教育委員会委員長協議会

9月6日（木）～7日（金）

埼玉県

【委員長】 今後の日程について、教育政策課長、よろしくお願いします。

【教育政策課長】 今後の日程です。定例会ですが、定例であれば次回は8月第2木曜日、8月9日ですが、現在のところ案件がありませんので、次回定例会は8月23日の木曜日、午前10時から教育委員会室で開催することを予定しています。

また、1都9県教育委員会委員長協議会が、9月6日、7日、埼玉県で開催されることになっています。

以上です。

【委員長】 ただいま説明がありましたとおり、8月9日は、現在のところ議題等はないようですので、この場で、8月9日の教育委員会は開催しないことに決定したいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、8月9日の教育委員会は開催しないことといたします。

日程以外の発言

【委員長】 日程は以上ですが、そのほかに何かございますか。

【川淵委員】 次世代リーダー育成事業の海外研修ですが、どのような選考結果になったのか、是非聞きたいと思います。

【指導部長】 リーダーの育成事業についてですが、全部で150人の募集をしたところ、応募が642人でした。A、B、Cの3コースが50名ずつ決まりました。

【川淵委員】 男女別に教えてください。

【指導部長】 応募数では、男子が201人、女子が441人で、女子が倍になっています。決定者別では、男子が38人、女子が112人でした。

【川淵委員】 それはいいですね。実力で公平に選んだということですね。普通は、男子と女子を同じくらいの数を選ばなければいけないということがありますが、今回はきちんと実力に応じて選んだということで、非常に良いと思います。男女の差はな

く、実力どおり選んだという意味では、画期的な選び方で、これについては、よくやりましたと思います。

【委員長】 AFS、アメリカンフィールドサービスで高校生をアメリカ派遣していた頃の傾向と変わっていませんね。学力等もほとんどが女子生徒だったようです。

【川淵委員】 日本は、女性がもっと表に出ないと駄目な国になりますよ。

【委員長】 それでは、引き続き非公開審議に入ります。

(午前11時16分)